

新農会議第 720 号2
平成26年10月17日

各農業委員会会長 様

新潟県農業会議
会長 石山 章

「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」の送付について

日ごろ本会の業務推進について、格別な御支援（御理解・御指導）を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、贈与税又は相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地について、今年4月1日に、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」等が施行されたことを受け、新たに、「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」（農林水産省経営局長発全国農業会議所会長宛平成26年9月30日付26経営第948号）の通知が発出されました（別添参照）。

これは、遊休農地に関する措置の改正とともに、税制上の取り扱いを変更するものです。新たな通知の概要（変更点）は下記の通りです。今後、遺漏のないご対応をお願い申し上げます。

記

【新たな通知の概要（変更点）】

(1) 納税猶予の適用を受けた農地（特例農地）が遊休化している場合、農地法における遊休農地に関する措置の改正等に伴い、農業委員会が行う手続きを以下の通り、変更されました。

- 農地中間管理事業の実施地区（農業振興地域の区域）内において、特例農地が、農地法第36条第1項各号（①耕作の意思表明から6か月過ぎても、農地の利用増進が図られない、②貸し付け・譲渡の意思表明から6か月過ぎても、利用権の設定等が行われない、③農業上の利用を行わ

ない意思表明、④利用意向調整から 6 か月意思表明なし、⑤農業上の利用の増進が図られないことが確実一）に該当する場合は、農業委員会が適用者に対して農地中間管理機構との協議を勧告したことを税務署長に通知。

- 農地中間管理事業の実施地区外においては、特例農地が農地法第 36 条第 1 項各号に該当する旨を農業委員会が税務署長に通知。
- (2) 農地が適正に利用されていない特例農地（適正化対象農地）を管理する「適正化管理台帳」の様式を変更。
- (3) 適正化対象農地が農地法第 36 条第 1 項各号に該当する場合、農業委員会が税務署長に通知する様式を追加。

※ なお、この文書については、別途メールでも送信いたします。

担当：新潟県農業会議 総務部 堀・金子 TEL 025-223-2186 FAX 025-223-2401



26会議所発第622号
平成26年10月 6 日

都道府県農業会議会長 殿

全国農業会議所
会長 二田 孝治
(公印省略)

「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」の送付について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当会議所の事業推進におきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、贈与税又は相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地について、今年4月1日に、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」等が施行されたことを受け、新たに、「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」(農林水産省経営局長発全国農業会議所会長宛平成26年9月30日付26経営第948号)の通知が発出されました(別添参照)。

これは、遊休農地に関する措置の改正とともに、税制上の取り扱いを変更するものです。新たな通知の概要(変更点)は下記の通りです。

管内農業委員会への周知と遺漏のない対応にご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

【新たな通知の概要(変更点)】

- (1) 納税猶予の適用を受けた農地(特例農地)が遊休化している場合、農地法における遊休農地に関する措置の改正等に伴い、農業委員

会が行う手続きを以下の通り、変更されました。

- 農地中間管理事業の実施地区（農業振興地域内の区域）内において、特例農地が、農地法第36条第1項各号（①耕作の意思表明から6か月過ぎても、農地の利用増進が図られない、②貸し付け・譲渡の意思表明から6か月過ぎても、利用権の設定等を行われない、③農業上の利用を行わない意思表明、④利用意向調整から6か月意思表明なし、⑤農業上の利用の増進が図られないことが確実一）に該当する場合は、農業委員会が適用者に対して農地中間管理機構との協議を勧告したことを税務署長に通知。
 - 農地中間管理事業の実施地区外においては、特例農地が農地法第36条第1項各号に該当する旨を農業委員会が税務署長に通知。
- （2）農地が適正に利用されていない特例農地（適正化対象農地）を管理する「適正化管理台帳」の様式を変更。
- （3）適正化対象農地が農地法第36条第1項各号に該当する場合、農業委員会が税務署長に通知する様式を追加。

この件に関する問い合わせ先
全国農業会議所 農政・企画部
電話：03-6910-1122